金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令及び金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令

金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令 (平成四年大蔵省令第六十九号)

4 (略)	委員会に委任された検査については、この限りでない。	ただし、同法第百九十四条の七第四項の規定により証券取引等監視	局の職員が携帯すべきその身分を示す証票は、別紙様式三による。	条第四号の規定による検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支	3 金融商品取引法第百九十条第一項の規定により、同法第百八十七	1 · 2 (略)	改正案
4 (略)			局の職員が携帯すべきその身分を示す証票は、別紙様式三による。	条第四号の規定による検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支	3 金融商品取引法第百九十条第一項の規定により、同法第百八十七	1 · 2 (略)	現

二 金融庁組織規則 (平成十年総理府令第八十一号)

二·三(略)	(略)
	を除く。)。
並びに証券検査監理官の所掌に属させられたものを除く。)。	掌に属するもの並びに証券検査監理官の所掌に属させられたもの
と(市場分析審査課及び課徴金・開示検査課の所掌に属するもの	。)に関すること(市場分析審査課及び課徴金・開示検査課の所
七項から第十項までにおいて「証券検査」という。)に関するこ	及び第十八条第七項から第十項までにおいて「証券検査」という
委任されたものに限る。次号、第三号、第十七条及び第十八条第	項の規定により委任されたものに限る。次号、第三号、第十七条
の移転防止に関する法律第二十条第六項及び第七項の規定により	犯罪による収益の移転防止に関する法律第二十条第六項及び第七
の振替に関する法律第二百八十六条第二項並びに犯罪による収益	、社債、株式等の振替に関する法律第二百八十六条第二項並びに
動化に関する法律第二百九十条第二項及び第三項、社債、株式等	三項、資産の流動化に関する法律第二百九十条第二項及び第三項
資法人に関する法律第二百二十五条第二項及び第三項、資産の流	投資信託及び投資法人に関する法律第二百二十五条第二項及び第
商品取引法第百九十四条の七第二項及び第三項、投資信託及び投	調査(金融商品取引法第百九十四条の七第二項から第四項まで、
一金融商品取引法等に基づく報告又は資料の徴取及び検査(金融	金融商品取引法等に基づく報告又は資料の徴取及び検査並びに
第十四条 証券検査課は、次に掲げる事務をつかさどる。	第十四条 証券検査課は、次に掲げる事務をつかさどる。
(証券検査課の所掌事務)	(証券検査課の所掌事務)
現行	改正案

附

則

この府令は、 金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行